

ダイオキシン類対策特別措置法

届出の手引き

(第 2 版)

平成20年12月

北海道環境生活部環境局環境保全課

目 次

I ダイオキシン類対策特別措置法の概要

1	法制定の経緯	1
2	法の目的	1
3	用語の定義	1
4	排出ガス及び排出水に関する規制、制限	2
5	特定施設の設置等の届出の義務	2
6	計画変更命令等	2
7	実施の制限	2
8	廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理等	3
9	設置者による排出ガス等の測定及び報告の義務	3
10	事故時の措置の義務	3
11	改善命令等	4
12	報告徴収及び立入検査	4
13	適用除外	5
14	罰則	6
15	その他環境基準等	7

II 特定施設

1	大気基準適用施設一覧表	8
2	水質基準対象施設一覧表	9

III 排出基準

1	大気排出基準	11
2	水質排出基準	12

IV 届出及び報告

1	届出の概要	13
2	設置者による排出ガス等測定結果の報告	16

V 参 考

1	特定施設設置届出書記載例	17
2	氏名等変更届出書記載例	24
3	特定施設使用廃止届出書記載例	25
4	承継届出書記載例	26
5	フレキシブルディスク提出書記載例	27
6	排出ガス及び排出水等測定結果報告書記載例	28
7	廃棄物焼却炉からのばいじん及び焼却灰その他の燃え殻に関する提出資料	31

I ダイオキシン類対策特別措置法の概要

I ダイオキシン類対策特別措置法の概要

1 法制定の経緯

ダイオキシン問題については、将来にわたって、国民の健康を守り環境を保全するために、内閣を挙げて取組を一層強化しなければならない課題であるとの基本的考え方にに基づき、平成11年3月30日、内閣総理大臣が主宰するダイオキシン対策関係閣僚会議において、今後の国の総合的かつ計画的なダイオキシン対策の具体的な指針として、「ダイオキシン対策推進基本指針」が策定されました。

その後、議員提案により、法が第145回通常国会に提出され、衆参両議院において全会一致で可決され、同年7月16日に公布されました。

2 法の目的

ダイオキシン類対策特別措置法は、ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることにかんがみ、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壌に係る措置等を定めることにより、国民の健康の保護を図ることを目的としています。(第1条)

3 用語の定義

(1) 「ダイオキシン類」

法において「ダイオキシン類」とは、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF)、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン (PCDD) 及びコプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナーPCB) と定義されています。

(2) 「特定施設」

「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、ダイオキシン類を発生し大気中に排出する施設又はダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する施設で、政令で定めるものをいいます。(Ⅱ章参照)

(3) 「大気基準適用施設」

特定施設のうち、ダイオキシン類を発生し及び大気中に排出する施設で、政令で定めるものをいいます。(Ⅱ章参照)

(4) 「水質基準対象施設」

特定施設のうち、ダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する施設で、政令で定めるものをいいます。(Ⅱ章参照)

(5) 「特定事業場」

特定施設を設置する工場又は事業場をいいます。

(6) 「水質基準適用事業場」

水質基準対象施設が設置される特定事業場をいいます。

(7) 「排出ガス」

特定施設から大気中に排出される排出物をいいます。

(8) 「公共用水域」

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいいます。

なお、下水道法第2条第3号及び第4号に規定する公共下水道及び流域下水道であって、同条第6号に規定する終末処理場を設置しているものは含まれません。

(9) 「排水水」

特定事業場から公共用水域に排出される水をいいます。

4 排出ガス及び排水水に関する規制、制限

ダイオキシン類の排出基準は、排出削減の技術水準を勘案して、特定施設の種類及び構造毎に設定されています。排出基準には、排出ガスに係るもの（大気排出基準）と排水水に係るもの（水質排出基準）があります。（Ⅲ章参照）

排出ガスを排出し、又は排水水を排出する者は、排出ガス又は排水水に含まれるダイオキシン類の量が、大気基準適用施設にあつては排出ガスの排出口、水質基準適用事業場にあつては排水水の排出口において、排出基準に適合しない排出ガス又は排水水を排出してはいけません。（第20条第1項）

5 特定施設の設置等の届出の義務

「特定施設を設置しようとする者」又は「施設が特定施設となった際現にその施設を設置（設置の工事も含む。）している者であつて、排出ガスを排出し又は排水水を排出する者」は、次のような届出の義務があります。（Ⅳ章参照）

- (1) 特定施設の設置の届出（第12条第1項）
- (2) 特定施設の使用の届出（第13条第1項、同条第2項）
- (3) 特定施設の構造等の変更の届出（第14条第1項）
- (4) 氏名の変更等の届出（第18条）
- (5) 特定施設の使用廃止の届出（第18条）
- (6) 承継の届出（第19条第3項）

6 計画変更命令等

知事は、特定施設の設置の届出（第12条第1項）又は特定施設の構造等の変更の届出（第14条第1項）があつた場合において、排出ガス又は排水水に含まれるダイオキシン類の量が排出基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に届出をした者に対して、特定施設の構造、使用の方法、発生ガス・汚水・廃液の処理の方法に関する計画の変更又は特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができます。（第15条）

7 実施の制限

特定施設の設置の届出をした者又は特定施設の構造等の変更の届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、その届出に係る特定施設の設置又は構造等の変更をしてはいけません。（第17条第1項）（Ⅳ章参照）

なお、知事は、これらの届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、この期間を短縮することができます。（第17条第2項）

8 廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理等

(1) 廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理

廃棄物焼却炉である特定施設から排出される集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の処分（再生することを含む。）を行う場合は、そのばいじん等に含まれるダイオキシン類の量が3 ng-TEQ/g以内となるように処理しなければなりません。（第24条第1項）

この基準に適合しないものは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の「特別管理一般廃棄物」又は「特別管理産業廃棄物」となり、同法の規制等の規定が適用となります。（第24条第2項）

(2) 廃棄物の最終処分場の維持管理

廃棄物の最終処分場については、ダイオキシン類により大気、公共用水域、地下水及び土壌が汚染されることがないように総理府令、厚生省令で定める基準に従い、最終処分場の維持管理をしなければなりません。（第25条第1項）

廃棄物の最終処分場については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規制等の規定が適用となります。（第25条第2項）

9 設置者による排出ガス等の測定及び報告の義務

(1) 排出ガス及び排出水

大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者は、大気基準適用施設にあつては当該施設から排出される排出ガス、水質基準適用事業場にあつては当該事業場から排出される排出水につき、そのダイオキシン類による汚染の状況について、年1回以上、測定を行い、その測定結果を知事（札幌市、旭川市及び函館市の区域の場合は各市長。以下同じ。）に報告しなければなりません。（第28条第1項、同条第3項）

報告を受けた知事は、その測定結果を公表します。（第28条第4項）

(2) 廃棄物焼却炉に係るばいじん及び焼却灰その他の燃え殻

廃棄物焼却炉に係る排出ガス又は排出水の測定を行う場合は、併せて、集じん機によって集められたばいじん、焼却灰その他の燃え殻につき、そのダイオキシン類による汚染の状況について、測定を行い、その測定結果を知事に報告しなければなりません。（第28条第2項、同条第3項）

報告を受けた知事は、その測定結果を公表します。（第28条第4項）

10 事故時の措置の義務

(1) 事故時の措置

特定施設の設置者は、特定施設の故障、破損その他の事故が発生し、ダイオキシン類が大気中又は公共用水域に多量に排出されたときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、その事故を速やかに復旧するように努めなければなりません。（第23条第1項）

(2) 事故時の通報

(1)の場合、特定施設の設置者は、直ちにその事故の状況を知事に通報しなければなりません。（第23条第2項）

11 改善命令等

知事は、排出ガスを排出する者がその設置している大気基準適用施設の排出口において大気排出基準に適合しない排出ガスを継続して排出するおそれがあると認めるとき、又は排出水を排出する者がその設置している水質基準適用事業場の排水口において水質排出基準に適合しない排出水を継続して排出するおそれがあると認められるときは、期限を定めて、特定施設の構造若しくは使用の方法、発生ガス又は汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用の一時停止を命ずることができます。(第22条第1項)

12 報告徴収及び立入検査

知事は、この法律の施行に必要な限度において、特定施設の設置者に対して特定施設の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に特定事業場に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができます。(第34条第1項)

13 適用除外

鉱山保安法、電気事業法、ガス事業法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に規定する施設等である特定施設から排出ガス又は排水を排出する者は、ダイオキシン類対策特別措置法の適用が一部除外され、各法の相当規定の定めるところによるものとされています。

(第35条)

一部適用除外の対象となる者	一部適用除外対象施設又は事業場	適用除外規定
鉱山保安法第2条第2項本文に規定する鉱山に設置される同法第13条第1項の経済産業省令で定める施設（以下「鉱山施設」という。）である特定施設から排出ガスを排出し、又は鉱山施設である特定施設を設置する同法第2条第2項本文に規定する鉱山から排水を排出する者	大気基準適用施設にあつては当該特定施設、水質基準対象施設にあつては当該鉱山	第12条（特定施設の設置の届出） 第13条（経過措置） 第14条（特定施設の構造等の変更の届出） 第15条、第16条（計画変更命令等） 第17条（実施の制限） 第18条（氏名の変更等の届出） 第19条（承継） 第23条（事故時の措置）
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定する廃油処理施設（以下「廃油処理施設」という。）である特定施設を設置する工場又は事業場から排水を排出する者	当該特定施設	
電気事業法第2条第1項第16号に規定する電気工作物（以下「電気工作物」という）である特定施設から排出ガスを排出し、又は電気工作物である特定施設を設置する工場若しくは事業場から排水を排出する者	当該特定施設	第12条（特定施設の設置の届出） 第13条（経過措置） 第14条（特定施設の構造等の変更の届出） 第15条、第16条（計画変更命令等） 第17条（実施の制限） 第18条（氏名の変更等の届出）
ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物である特定施設から排出ガスを排出する者	当該特定施設	第19条（承継） 第23条第2項、第3項及び第4項（事故時の措置）
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第3号に規定する海洋施設等（廃油処理施設を除く。）である特定施設を設置する工場又は事業場から排水を排出する者	当該特定施設	第23条（事故時の措置）

14 罰 則

この法律には次のとおり罰則が規定されています。

条 文	適 用	罰 則
第44条	①計画変更命令等（第15条及び第16条）、改善命令等（第22条第1項及び第3項）に違反した者	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
第45条	②排出の制限（第20条第1項、第21条第1項）の規定に違反した者	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
	③事故時の措置（第23条第3項）の規定による命令に違反した者	
	④過失により排出の制限の規定違反の罪を犯した者	3月以下の禁錮又は30万円以下の罰金
第46条	⑤特定施設の設置の届出（第12条第1項）、特定施設の構造等の変更の届出（第14条第1項）をしない者、又は虚偽の届出をした者	3月以下の懲役又は30万円以下の罰金
第47条	⑥特定施設の使用の届出（第13条第1項）をしない者、又は虚偽の届出をした者	20万円以下の罰金
	⑦実施の制限（第17条第1項）の規定に違反した者	
	⑧知事等が求めた報告（第34条第1項）をしない者、若しくは虚偽の報告をした者、又は立ち入り検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者	
第49条	⑨特定施設の使用の届出（第13条第2項）、氏名の変更等の届出（第18条）又は承継の届出（第19条第3項）をしない者、又は虚偽の届出をした者	10万円以下の過料

（注1）表の②及び④に該当する違反行為については、違反行為が行われた日から3か月以内に知事が違反行為に係る施設に関し、その職員に立入検査をさせ、総理府令で定める方法により測定した結果が排出基準又は総量規制基準に適合しない場合に限り、当該違反行為した者を罰するものとされています。

（注2）法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、表の①～⑧に該当する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して罰金刑が科せられます。

15 その他環境基準等

(1) 耐容一日摂取量 (Tolerable Daily Intake : TDI)

国や地方公共団体が講ずるダイオキシン類に関する施策の指標で、ダイオキシン類を人が生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼすおそれがない1日当たりの摂取量は、人の体重1kg当たり4 pg-TEQ (TEQ:Toxicity Equivalency Quantity) とされています。(第6条)

(2) 環境基準

人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、次のとおりダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁、水底の底質汚染及び土壌汚染に係る環境基準が定められています。(第7条)

媒体	基準値
大気	0.6 pg-TEQ/m ³ N以下 (年間平均値)
水質	1 pg-TEQ/ℓ以下 (年間平均値)
底質	150 pg-TEQ/g以下
土壌	1,000 pg-TEQ/g以下

Ⅱ 特定施設

II 特定施設

1 大気基準適用施設（法施行令別表第1）一覧表

号番号	施設	用途	規模要件	備考
1	焼結炉	焼結鉱（銑鉄製造用に限る。）の製造用	原料処理能力 1 t/h以上	
2	電気炉	製鋼用（鋳鋼又は鍛鋼製造用を除く。）	変圧器定格容量 1,000KVA以上	
3	焙焼炉	亜鉛回収用（製鋼用電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛回収に限る。）	原料処理能力 0.5t/h以上	
	焼結炉			
	溶鉱炉			
	溶解炉			
	乾燥炉			
4	焙焼炉	アルミニウム合金製造用（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金製造を行う工場内のアルミニウム圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）	原料処理能力 0.5t/h以上	
	乾燥炉		容量1 t 以上	
	溶解炉			
5	廃棄物焼却炉		火床面積 0.5 m ² 以上 又は 焼却能力 50 kg/h以上	廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合の火床面積又は焼却能力は、それぞれの合計とする。

2 水質基準対象施設（法施行令別表第2）一覧表

号番号	用 途	施 設	備 考
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）製造用	塩素又は塩素化合物による漂白施設	
2	カーバイド法アセチレン製造用	アセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウム製造用	廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維製造用	廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設	廃ガス洗浄施設	
6	塩化ビニルモノマー製造用	二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタム製造用（塩化ニトロシルを使用する場合に限る）	イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼン製造用	イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウム製造用	イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 排ガス洗浄施設	
10	2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノンの製造用	イ ろ過施設 ロ 排ガス洗浄施設	
11	ジオキサジンバイオレット（8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロジインドロ [3・2-b:3'・2'-m] トリフェノジオキサジン）製造用	イ ニトロ化誘導体分離施設 及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設 及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット 洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設	
12	アルミニウム又はその合金の製造用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの	イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	
13	亜鉛回収用（製鋼用電気炉の集じん機で捕集されたばいじんからの回収に限る）	イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収用（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）	イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 排ガス洗浄施設	
15	別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	

号番号	用 途	施 設	備 考
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号の2（廃PCB等又はPCB処理物の分解施設）及び第13号（PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設）に掲げる施設		
17	フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊用（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）	イ プラズマ反応施設 ロ 排ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	
18	下水道終末処理施設（第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）		
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）		

Ⅲ 排 出 基 準

Ⅲ 排出基準

排出基準は、特定施設に係る排出ガス又は排出水に含まれるダイオキシン類の排出削減に係る技術水準を勘案して特定施設の種類、構造毎に設定されています。

1 大気排出基準

大気排出基準一覧表（規則別表第1、規則附則別表第2）

号番号	特定施設の種類・規模	排出基準 (ng-TEQ/m ³ N)	既設炉排出基準 (ng-TEQ/m ³ N)
1	焼結鋳製造用焼結炉	0.1	1 (H12.1.15において現に設置されているもの)
2	製鋼用電気炉	0.5	5 (H12.1.15において現に設置されているもの) (注1)
3	亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉、乾燥炉)	1	10 (H12.1.15において現に設置されているもの)
4	アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、乾燥炉、溶解炉)	1	5 (H12.1.15において現に設置されているもの)
5	廃棄物焼却炉 (火床面積 0.5 m ² 以上又は 焼却能力 50kg/h 以上)	4 t/h 以上	0.1 (H12.1.15において現に設置されているもの) (注1)
		2 t/h 以上 4t /h 未満	1 (H12.1.15において現に設置されているもの) (注1)
		50kg/h 以上 2 t/h 未満	5 (H12.1.15において現に設置されているもの) (注1)

(注1) 平成9年12月2日以降に設置された廃棄物焼却炉(火格子面積が2 m²以上又は焼却能力200kg/h以上)及び製鋼用電気炉については、新施設基準が適用される。

(注2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の対象となる廃棄物焼却炉は、同法による規制が別途適用になる。

(注3) 許容限度は温度が零度であって、圧力1気圧の状態に換算した排出ガスによるもの。

2 水質排出基準

水質排出基準一覧表（規則別表第2）

号番号	施設	排出基準 (pg-TEQ/ℓ)
1	クラフトパルプ又はサルファイトパルプ製造用漂白施設	10
2	アセチレン製造用アセチレン洗浄施設	
3	廃ガス洗浄施設（硫酸カリウム）	
4	廃ガス洗浄施設（アルミナ繊維）	
5	廃ガス洗浄施設（担体付き触媒の製造）	
6	二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタム製造用各施設	
8	クロロベンゼン等製造用各施設	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウム製造用各施設	
10	2・3-ジクロロ-1・4ナフトキノンの製造用各施設	
11	ジオキサンバイオレット製造用各施設	
12	アルミニウム等製造用炉ガス処理施設	
13	亜鉛回収用（製鋼用電気炉の集じん機で捕集されたばいじんからの回収に限る）	
14	担体付き触媒（使用済み）からの金属回収用	
15	廃棄物焼却炉発生ガス処理施設	
16	PCB処理施設	
17	フロン類破壊施設	
18	下水道終末処理施設	
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設（前号に掲げるものを除く。）	

(注) 異なる水質排出基準が適用される2以上の水質基準対象施設を有する工場・事業場でこれらの排水系統が1である場合、当該排水系統からの排水水については、それらの基準のうち最大の許容限度のものが適用される。

IV 届出及び報告

IV 届出及び報告

1 届出の概要

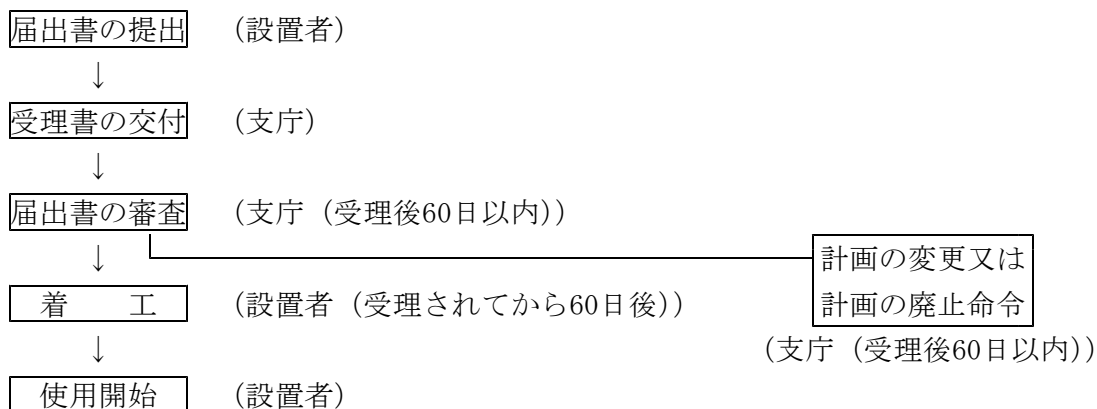
(1) 届出の種類

届出の種類	届出を要する場合	届出の時期
特定施設設置届出 (第12条第1項)	特定施設を設置しようとする場合	特定施設を設置（工事着手）する60日以上前
特定施設使用届出 (第13条第1項、第2項)	①すでに設置している施設（設置工事中の施設を含む。）が新たに特定施設として指定された場合であって、排出ガスを排出、又は排出水を排出する場合	新たに特定施設に指定された日から30日以内
	②すでに設置している水質基準対象施設（設置工事中の施設を含む。）が新たに大気基準適用施設となった場合	その水質基準対象施設が新たに大気基準適用施設に指定された日から30日以内
	③すでに設置している大気基準適用施設（設置工事中の施設を含む。）が新たに水質基準対象施設となった場合	その大気基準適用施設が新たに水質基準対象施設に指定された日から30日以内
特定施設構造等変更届出 (第14条第1項)	特定施設の構造、使用の方法、発生ガス（大気基準適用施設）、汚水又は廃液（水質基準対象施設）の処理の方法を変更しようとする場合	変更（工事着手）の60日以上前
氏名等変更届出 (第18条)	届出者に関する事項（氏名、名称、住所、代表者の氏名（法人））や特定事業場の名称、所在地に変更があった場合	変更のあった日から30日以内
特定施設使用廃止届出 (第18条)	特定施設の使用を廃止した場合	廃止した日から30日以内
承継届出 (第19条第3項)	特定施設設置届出又は使用届出をした者の地位を承継した場合	承継のあった日から30日以内

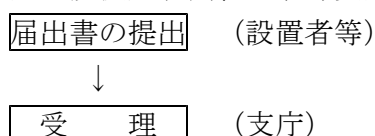
(2) 届出に係る手続

道内において、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出を行う場合は、特定事業場が所在する支庁環境生活課（札幌市、旭川市及び函館市の区域の場合は各市役所担当課）に届出書を提出することになっています。

①特定施設設置届出、特定施設構造等変更届出



②特定施設使用届出、氏名等変更届出、特定施設使用廃止届出、承継届出



(3) 届出に必要な書類

各種届出は、届出書の正本1部にその写しを1通添えてしなければなりません。
(規則第9条)

届出に必要な書類は次頁の表のとおりです。

なお、書類による届出に代えて、必要事項を記録したフレキシブルディスク及びフレキシブルディスク提出書（様式第7）により届出をすることができます。（規則第10条）

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出に必要な書類

届出種別 (根拠条項)	設置 (第12条第1項)	使用 (第13条第1項、 第2項)		構造等 変更 (第14条第1項)		氏名等 変更 (第18条)	使用 廃止 (第18条)	承継 (第19条第3項)
		大気	水質	大気	水質			
必要書類(様式等)								
特定施設設置届出書	様式第1	◎	◎					
特定施設使用届出書	様式第1			◎	◎			
特定施設変更届出書	様式第1					◎		
氏名等変更届出書	様式第3					◎		
特定施設使用廃止届出書	様式第4						◎	
承継届出書	様式第5							◎
特定施設(大気)の構造	別紙1	◎		◎		○		
特定施設(大気)の使用の方法	別紙2	◎		◎		○		
発生ガスの処理の方法	別紙3	◎		◎		○		
特定施設(水質)の構造	別紙4		◎		◎	○		
特定施設(水質)の使用の方法	別紙5		◎		◎	○		
汚水等の処理の方法	別紙6		◎		◎	○		
ダイオキシン類発生抑制のための構造上の配慮及び 運転管理に関する事項を記載した書類		◎	◎	◎	◎	○	○	
緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方 法を記載した書類		◎	◎	◎	◎	○	○	
排出ガスの発生、排出ガスの処理の系統、排出ガス の測定箇所を記載した書類		◎		◎		○		
用水及び排水の系統を記載した書類			◎		◎	○		
特定施設の構造図とその主要寸法を記載した概要図		◎	○	◎	○	○	○	
発生ガスの処理に係る施設の構造図とその主要寸法 を記載した概要図		◎		◎		○		
特定施設の設置場所概要図		○	○	○	○	○	○	
発生ガスの処理の系統図		○		○		○		
発生ガスの処理施設の設置場所概要図		○		○		○		○
特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置 の配置図			○		○	○		
操業の系統図			○		○	○		
汚水等処理施設の設置場所、主要寸法を記載した概要図			○		○	○		
汚水等処理の系統図			○		○	○		
排出口の位置図			○		○	○		
廃棄物焼却炉である特定施設からのばいじん・焼却 灰の処理等		○	○	○	○	○		

(注1) 表中◎は必須書類、○は必要に応じて添付する書類

(注2) 表中「大気」とは「大気基準適用施設」のこと、「水質」とは「水質基準対象施設」のことを指す。

2 設置者による排出ガス等測定結果の報告

(1) 排出ガス及び排水

大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者は、大気基準適用施設にあつては当該施設から排出される排出ガス、水質基準適用事業場にあつては当該事業場から排出される排水につき、そのダイオキシン類による汚染の状況について、年1回以上、測定を行わなければなりません。(法第28条第1項)

これらの測定を行ったときは、その結果を記した報告書（V章（様式第6）参照）を特定事業場が所在する支庁環境生活課（札幌市、旭川市及び函館市の区域の場合は各市役所担当課）に提出することになっています。

(2) 廃棄物焼却炉に係るばいじん及び焼却灰その他の燃え殻

廃棄物焼却炉に係る排出ガス又は排水の測定を行う場合は、併せて、集じん機によって集められたばいじん、焼却灰その他の燃え殻につき、そのダイオキシン類による汚染の状況について、測定を行わなければなりません。(法第28条第2項)

これらの測定を行ったときは、その結果を記した報告書（V章（様式）参照）を特定事業場が所在する支庁環境生活課（札幌市、旭川市及び函館市の区域の場合は各市役所担当課）に提出することになっています。

(3) 報告に必要な書類

排出ガス、排水及び廃棄物焼却炉に係るばいじん等については様式第6の正本1部にその写しを1通添えて報告しなければなりません。(規則第9条)

なお、書類による報告に代えて、必要事項を記録したフレキシブルディスク及びフレキシブルディスク提出書（様式第7）により報告をすることができます。(規則第10条)

V 参 考

1 特定施設設置届出書記載例

様式第1 (第4条関係)

特定施設設置~~(使用、変更)~~届出書

平成20年4月1日

北海道知事殿

札幌市中央区北3条西6丁目
届出者 北海道株式会社
代表取締役 北海道太郎 印

ダイオキシン類対策特別措置法第12条第1項~~(第13条第1項又は第2項、第14条第1項)~~の規定により特定施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	北海道株式会社江別支店	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	江別市〇〇町〇〇番地	※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類の	別表第1第5号 廃棄物焼却炉 別表第2第15号のイ 廃ガス洗浄施設 別表第2第15号 灰の貯留施設 別表第2第19号 污水处理施設	※施設番号	
△特定施設の構造	大気基準適用施設にあつては別紙1、水質基準対象施設にあつては別紙4のとおり。	※審査結果	
△特定施設の使用の方法	大気基準適用施設にあつては別紙2、水質基準対象施設にあつては別紙5のとおり。	※備考	
△発生ガス又は汚水若しくは廃液の処理の方法	大気基準適用施設にあつては別紙3、水質基準対象施設にあつては別紙6のとおり。		

- 備考 1 特定施設の種類の欄には、大気基準適用施設にあつてはダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1、水質基準対象施設にあつては同令別表第2に掲げる号番号及び名称を記載すること。
- 2 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 5 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- 6 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

別紙 1

特定施設（大気基準適用施設）の構造

工場又は事業場 における施設番号		1	2
特定施設号番号及び名称		第5号 廃棄物焼却炉	第5号 廃棄物焼却炉
型 式		北海ABC—123型 連続燃焼式	北海ABC—124型 連続燃焼式
施設の設置場所		別添図面のとおり	別添図面のとおり
設置年月日			
工事着手予定年月日		平成20年6月10日	平成20年6月10日
工事完成予定年月日		平成20年9月10日	平成20年9月10日
使用開始予定年月日		平成20年10月1日	平成20年10月1日
規	原料の処理能力 (t/h)		
	変圧器の定格容量(KVA)		
	炉の容量		
模	焼却能力 (kg/h)	3,000	2,500
	火床面積 (m ²)	20.5	18.3
その他参考と なるべき事項		特定施設の構造図とその主要寸法 を記載した概要図は、別添図面 のとおり。	特定施設の構造図とその主要寸法 を記載した概要図は、別添図面 のとおり。

- 備考 1 設置届出の場合には工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 規模の欄には、令別表第1に掲げる施設に係る項目について記載すること。
- 3 特定施設の構造図とその主要寸法を記入した概要図を添付のこと。

別紙2

特定施設（大気基準適用施設）の使用の方法

工場又は事業場 における施設番号		1	2
使用状況	1日当たりの使用時間及び月使用日数等	0～24時 25日/月	0～24時 5日/月
	季節変動	通年運転 毎月5日間点検のため休止	通年運転 1号炉休止時のみ運転
原料及び燃料（ダイオキシン類の発生に影響のあるものに限る。）	種類	廃材、廃油、汚泥 A重油（バーナー燃料）	廃材、廃油、汚泥 A重油（バーナー燃料）
	使用割合	廃材70：廃油20：汚泥5：A重油5 （重量比）	廃材70：廃油20：汚泥5：A重油5 （重量比）
	原料又は燃料中の塩素分の成分割合（%）	廃材0.5、廃油0.8、汚泥0.1、 A重油0.3（重量%） （成分表は別添のとおり）	廃材0.5、廃油0.8、汚泥0.1、 A重油0.3（重量%） （成分表は別添のとおり）
	1日の使用量	廃材210kg、廃油60kg、汚泥15kg、 A重油17L	廃材210kg、廃油60kg、汚泥15kg、 A重油17L
排出ガス量（m ³ /h）		最大 25,000（乾き） 通常 20,000（乾き）	最大 25,000（乾き） 通常 20,000（乾き）
排出ガス温度（℃）		250℃	250℃
排出ガス中の酸素濃度（%）		14%	14%
排出ガス中のダイオキシン類の濃度（ng-TEQ/m ³ N）		最大 1.0 通常 0.50	最大 1.0 通常 0.50
その他参考となるべき事項			

- 備考 1 排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態（以下「標準状態」という。）における量に、排出ガス中のダイオキシン類の濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとすること。
- 2 ダイオキシン類の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 3 「その他参考となるべき事項」の欄には、排出ガスの排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出ガス量の変動の状況を記載のこと。

別紙3

発生ガスの処理の方法

工場又は事業場 における施設番号	1	2
名称及び型式	バグフィルター 北海式XYZ-123	スクラバー AB-I型
発生ガスの処理の内容	耐熱ナイロン不織布による 外面ろ過パルスジェット式	充てん層式洗浄集じん (流動層スクラバー)
処理の系統	別添「発生ガス処理系統図」 のとおり	別添「発生ガス処理系統図」 のとおり
施設の設置場所	別添「発生ガス処理施設の設置場 所概要図」のとおり	別添「発生ガス処理施設の設置場 所概要図」のとおり
設置年月日		
工事着手予定年月日	平成20年6月10日	平成20年6月10日
工事完成予定年月日	平成20年9月10日	平成20年9月10日
使用開始予定年月日	平成20年10月1日	平成20年10月1日
その他参考と なるべき事項	「発生ガスの処理に係る施設の構 造図とその主要寸法概要図」は、 別添図面のとおり。	「発生ガスの処理に係る施設の構 造図とその主要寸法概要図」は、 別添図面のとおり。

- 備考 1 設置届出の場合には工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 発生ガスの処理に係る施設の構造図とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

別紙4

特定施設（水質基準対象施設）の構造

工場又は事業場 における施設番号	1	2
特定施設号番号及び名称	第15号のイ 廃ガス洗浄施設	第15号 灰の貯留施設
型 式	流動層スクラバー AB—I型	—
構 造	ステンレス製、一部FRP製 (詳細は別添図面のとおり)	半地下、鉄筋コンクリート壁 スレート屋根、ステンレス内張 (詳細は別添図面のとおり)
主 要 寸 法	3.0mφ×5.5m (詳細は別添図面のとおり)	4.0mφ×5.5m×2.5m (詳細は別添図面のとおり)
能 力	汚水等の量70m ³ /日	灰投入池容積50m ³ (最大投入可能容積40m ³)
配 置	「特定施設及びこれに関連する主 要機械又は主要装置の配置」は別 添図のとおり。	「特定施設及びこれに関連する主 要機械又は主要装置の配置」は別 添図のとおり。
設 置 年 月 日		
工事着手予定年月日	平成20年6月10日	平成20年6月10日
工事完成予定年月日	平成20年9月10日	平成20年9月10日
使用開始予定年月日	平成20年10月1日	平成20年10月1日
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項		

- 備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。
 2 設置届出の場合には工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、
 使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日、工
 事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

別紙5

特定施設（水質基準対象施設）の使用の方法

工場又は事業場 における施設番号	1		2	
設置場所	別添図面のとおり		別添図面のとおり	
操業の系統	別添図面「操業系統図」 のとおり。		別添図面「操業系統図」 のとおり。	
使用時間間隔	24時間連続		24時間連続	
1日当たりの使用時間	24時間		24時間	
使用の季節的変動	なし		なし	
原材料（消耗資 材を含む。）の 種類、使用方法 及び1日当たり の使用量	14%NaOH水溶液（中和剤）2 m ³ 10%H ₂ SO ₄ 水溶液（中和剤）2 m ³		14%NaOH水溶液（中和剤）2 m ³ 10%H ₂ SO ₄ 水溶液（中和剤）2 m ³	
汚水又は廃液の 汚染状態	通常	最大	通常	最大
	ダイオキシン類 80pg-TEQ/ℓ	ダイオキシン類 100 pg-TEQ/ℓ	ダイオキシン類 80pg-TEQ/ℓ	ダイオキシン類 100 pg-TEQ/ℓ
汚水等の量 (m ³ /日)	通常	最大	通常	最大
	54	70	1	40
その他参考と なるべき事項	特定施設から排出する汚水の一部 (1 m ³ /日)は循環利用		排水は灰投入時のオーバーフロー 分。排出量は概ね1 m ³ /日。	

別紙6

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号	1								
処理施設の設置場所	別添図面のとおり								
設置年月日									
工事着手予定年月日	平成20年6月10日								
工事完成予定年月日	平成20年9月10日								
使用開始予定年月日	平成20年10月1日								
種類及び型式	汚水処理施設								
構造	スチール製、鉄筋コンクリート製 (詳細は別添図面のとおり)								
主要寸法	別添図面のとおり								
能力	汚水処理能力 70 m ³ /日								
処理の方式	沈降分離、凝集分離								
処理の系統	別添図面のとおり								
集水及び導水の方法	自然流下								
使用時間間隔	24時間連続								
1日当たりの使用時間	24時間								
使用の季節変動	なし								
消耗資材の1日当たりの用途別使用量	硫酸アルミニウム(凝集剤) 2kg/日 アルミン酸ナトリウム(凝集剤) 1kg/日 60%硫酸(pH調整剤) 30ℓ/日								
汚水等の汚染状態及び量	ダイオキシン類 (単位pg-TEQ/ℓ)	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	量(m ³ /日)	54	52	70	65				
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法	汚泥50m ³ /月 加圧脱水後、〇〇へ搬出し、焼却処分								
排出水の排出方法	自然流下で〇〇川へ放流(排出口の位置、数、排出先は別添図面のとおり。)								
その他参考となるべき事項									

- 備考 1 設置届出の場合には工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 排出水の排出方法の欄には、排水口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

2 氏名等変更届出書記載例

様式第3 (第6条関係)

氏 名 等 変 更 届 出 書

平成20年4月1日

北 海 道 知 事 殿

札幌市中央区北3条西6丁目
届出者 北海道株式会社
代表取締役 北海道太郎 印

氏名(名称、住所、所在地)に変更があったので、ダイオキシン類対策特別措置法第18条の規定により次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前	代表取締役 北海道三郎	※整理番号	
	変更後	代表取締役 北海道太郎	※受理年月日	年 月 日
変更年月日		平成20年3月15日	※施設番号	
変更の理由		代表者交代のため	※備考	

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
3 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

3 特定施設使用廃止届出書記載例

様式第4（第6条関係）

特定施設使用廃止届出書

平成20年4月1日

北海道知事殿

札幌市中央区北3条西6丁目
届出者 北海道株式会社
代表取締役 北海道太郎 印

特定施設の使用を廃止したので、ダイオキシン類対策特別措置法第18条の規定により次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	北海道株式会社江別支店	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	江別市〇〇町〇〇番地	※受理年月日	年 月 日
特定施設の種別	別表第1第5号 廃棄物焼却炉	※施設番号	
特定施設の設置場所	別図のとおり	※備考	
使用廃止の年月日	平成20年3月15日		
使用廃止の理由	老朽化のため		

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
3 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

4 承継届出書記載例

様式第5 (第7条関係)

承 継 届 出 書

平成20年4月1日

北 海 道 知 事 殿

届出者 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道株式会社
代表取締役 北海道太郎 印

特定施設に係る届出書の地位を承継したので、ダイオキシン類対策特別措置法第19条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	北海道株式会社江別支店	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	江別市〇〇町〇〇番地	※受理年月日	年 月 日
特定施設の種別	別表第1第5号 廃棄物焼却炉 別表第2第15号のイ 廃ガス洗浄施設 別表第2第15号 灰の貯留施設 別表第2第19号 污水处理施設	※施設番号	
特定施設の設置場所	別図のとおり	※備 考	
承継の年月日	平成20年3月15日		
被承継者	氏名又は名称		
	住 所	石狩市〇〇町〇〇番地	
承継の原因	分割のため		

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
3 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

5 フレキシブルディスク提出書記載例

様式第7（第10条関係）

フレキシブルディスク提出書

平成20年4月1日

北海道知事殿

札幌市中央区北3条西6丁目
届出者（報告者） 北海道株式会社
代表取締役 北海道太郎 印

ダイオキシン類対策特別措置法第12条第1項の規定による届出（報告）に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスクを以下のとおり提出いたします。

本提出書に添付されているフレキシブルディスクに記録された事項は、事実に相違ありません。

1. フレキシブルディスクに記録された内容

様式第1（別紙1から別紙6までを含む。）による届出書の各欄に掲げる事項（ただし、図面を除く。）

2. フレキシブルディスクと併せて提出される書類

- 図面—1 特定施設の設置場所
- 図面—2 特定施設の構造図とその主要寸法を記載した概要図
- 図面—3 発生ガス処理系統図
- 図面—4 発生ガス処理施設の設置場所図
- 図面—5 発生ガスの処理に係る施設の構造図とその主要寸法概要図

- 備考 1 「ダイオキシン類対策特別措置法第 条第 項」については、当該届出又は報告の根拠条項を記載すること。
- 2 フレキシブルディスクに記録された事項の欄には、フレキシブルディスクに記録されている事項を記載するとともに、2枚以上フレキシブルディスクを提出するときは、フレキシブルディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
- 3 フレキシブルディスクと併せて提出される書類の欄には、当該届出又は報告の際に本提出書に添付されているフレキシブルディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合には、その書類名を記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 5 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

6 排出ガス及び排水測定結果報告書記載例、ばいじん等測定結果報告書様式及び記載要領

様式第6 (第8条関係)

ダイオキシン類測定結果報告書

平成20年12月1日

北海道知事殿

報告者 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道株式会社
代表取締役 北海道太郎 印

ダイオキシン類による汚染の状況について測定したので、ダイオキシン類対策特別措置法第28条第3項の規定により、次のとおり報告します。

表1 排出ガス

採取年月日及び時刻 (開始時刻~終了時刻)	排出ガス量 (m ³ N/日)	排出ガス中の酸素濃度(%)	測定箇所	特定施設の名称及び使用状況	分析年月日	測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	試料採取者	分析者	備考
平成20年4月4日 (13:00~17:30)	150,000 (乾き)	19.6	煙突 煙道	廃棄物焼却炉(北海道株式会社江別支店1号炉) ・廃材 210kg ・汚泥 15kg	平成20年4月30日	0.58	〇〇株式会社	株式会社△△	整理番号1

表2 排水

採取年月日及び時刻	測定場所		特定施設の名称及び使用状況	分析年月日	測定結果 (pg-TEQ/l)	採水者	分析者	備考
	名称	排水量 (m ³ /日)						
平成20年4月4日 (13:30)	北海道株式会社江別支店 総排出口	52	污水处理施設 ・廃ガス洗浄施設 由来 54m ³ /日 ・灰の貯留施設 由来 1m ³ /日	平成20年4月30日	2.5	〇〇株式会社	株式会社△△	整理番号2

表3 ばいじん等

採取年月日及び時刻	試料種別	採取箇所	特定施設の名称及び使用状況	分析年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	試料採取者	分析者	備考
平成20年4月4日 (13:30)	ばいじん	貯留場	廃棄物焼却炉(北海道株式会社江別支店1号炉) ・廃材 210kg ・汚泥 15kg	平成20年4月30日	1.0	〇〇株式会社	株式会社△△	整理番号3

- 備考
- 1 報告書及び別紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ダイオキシン類対策特別措置法施行規則(以下「規則」という。)第3条第1項に基づき換算した測定結果については、別紙1を添付するものとする。
 - 3 規則第3条第2項に基づき換算した測定結果については、別紙2を添付するものとする。
 - 4 2以上の測定結果がある場合は、添付する別紙1又は2のそれぞれとの対応関係がわかるように備考欄に記載すること。
 - 5 排ガスにあつては表1、排水にあつては表2、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻(以下「ばいじん等」という。)にあつては表3に記載すること。なお、同一届出者が大気基準適用施設及び水質基準対象施設をともに設置している場合には、併せて1葉の様式に記載すること。
 - 6 排出ガス量については、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態(以下「標準状態」という。)における量に、測定結果については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
 - 7 2以上の水質基準対象施設を設置し、異なる排水系統を有する水質基準適用事業場にあつては、それぞれの排水系統の排出口ごとに測定を行い、結果を記載すること。
 - 8 表3の試料の種別として、ばいじん、焼却灰、混合灰又はこれらの処理物(処理方法)の別を記載すること。
 - 9 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

別紙 1

測定したダイオキシン類の構成

整理番号	1	実測濃度	試料における 定量下限	試料における 検出下限	毒性等 価係数	毒性等量
ポリ塩化ジベンゾフラン	2,3,7,8-TeCDF	0.38	0.008	0.003	0.1	0.038
	1,2,3,7,8-PeCDF	0.43	0.008	0.003	0.03	0.013
	2,3,4,7,8-PeCDF	0.36	0.008	0.003	0.3	0.11
	1,2,3,4,7,8-HxCDF	0.26	0.02	0.006	0.1	0.026
	1,2,3,6,7,8-HxCDF	0.28	0.02	0.006	0.1	0.028
	1,2,3,7,8,9-HxCDF	0.040	0.02	0.006	0.1	0.0040
	2,3,4,6,7,8-HxCDF	0.21	0.02	0.006	0.1	0.021
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDF	0.36	0.02	0.006	0.01	0.0036
	1,2,3,4,7,8,9-HpCDF	0.059	0.02	0.006	0.01	0.00059
	OCDF	0.14	0.04	0.02	0.0003	0.000014
	Total PCDFs	—	—	—	—	0.244232
ポリ塩化ジベンゾシン	2,3,7,8-TeCDD	0.070	0.008	0.03	1	0.070
	1,2,3,7,8-PeCDD	0.21	0.008	0.03	1	0.21
	1,2,3,4,7,8-HxCDD	0.092	0.02	0.006	0.1	0.0092
	1,2,3,6,7,8-HxCDD	0.14	0.02	0.006	0.1	0.014
	1,2,3,7,8,9-HxCDD	0.10	0.02	0.006	0.1	0.010
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDD	0.39	0.02	0.006	0.01	0.0039
	OCDD	0.47	0.04	0.02	0.0003	0.00047
		Total PCDDs	—	—	—	—
Total (PCDFs + PCDDs)		—	—	—	—	0.561472
コプラナー塩化ビフェニル	3,4,4',5'-TeCB (#81)	0.092	0.02	0.006	0.0003	0.000028
	3,3',4,4'-TeCB (#77)	0.38	0.02	0.006	0.0001	0.00038
	3,3',4,4',5'-PeCB (#126)	0.19	0.02	0.006	0.1	0.019
	3,3',4,4',5,5'-HxCB (#169)	0.052	0.02	0.006	0.03	0.0016
	2',3,4,4',5'-PeCB (#123)	0.038	0.02	0.006	0.00003	0.0000011
	2,3',4,4',5'-PeCB (#118)	0.25	0.02	0.006	0.00003	0.0000075
	2,3,3',4,4'-PeCB (#105)	0.20	0.02	0.006	0.00003	0.0000060
	2,3,4,4',5'-PeCB (#114)	0.041	0.02	0.006	0.00003	0.0000012
	2,3',4,4',5,5'-HxCB (#167)	0.053	0.02	0.006	0.00003	0.0000016
	2,3,3',4,4',5-HxCB (#156)	0.12	0.02	0.006	0.00003	0.0000036
2,3,3',4,4',5'-HxCB (#157)	0.055	0.02	0.006	0.00003	0.0000017	
	2,3,3',4,4',5,5'-HpCB (#189)	0.041	0.02	0.006	0.00003	0.0000012
Total コプラナー PCB		—	—	—	—	0.0209919
Total ダイオキシン類		—	—	—	—	0.58

注) 実測濃度は酸素濃度 (12%) 補正前の実測値である。

- 備考 1 排ガスの測定結果を記入する場合にあっては、単位を ng/m³ (毒性等量にあっては、ng-TEQ/m³。) とし、排出水の測定結果を記入する場合にあっては、単位を pg/l (毒性等量にあっては、pg-TEQ/l。) とし、ばいじん等の測定結果を記入する場合にあっては、単位を ng/g (毒性等量にあっては、ng-TEQ/g。) とする。
- 2 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字で記載すること。
- 3 実測濃度の項において、検出下限未満のものは”ND”と記載すること。
- 4 毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を零として算出すること。
- 5 用語の定義は、日本工業規格 K 0311 又は K 0312 によること。
- 6 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。

別紙 2

規則第 3 条第 2 項に基づき換算したダイオキシン類の測定方法

整理番号	測定方法	実測濃度	試料における 定量下限	試料における 検出下限	測定量 (毒性等量)	備 考
	抗原抗体反応を利用した方法	0.48	0.02	0.006	0.58	

- 備考
- 1 排出ガスの測定結果を記入するにあつては、単位を $\text{ng}/\text{m}^3 \text{N}$ （毒性等量にあつては、 $\text{ng-TEQ}/\text{m}^3 \text{N}_0$ ）とし、ばいじん等の測定結果を記入する場合にあつては、 ng/g （毒性等量にあつては、 $\text{ng-TEQ}/\text{g}$ ）とする。
 - 2 測定方法の項においては、規則第 2 条第 1 項第 4 号の規定に基づき環境大臣が定める方法のうち、測定に用いた方法を記載すること。
 - 3 実測濃度の項においては、2 の測定方法により測定された標準溶液相当濃度を記載すること。
 - 4 実測濃度の項において、検出下限以下定量下限未満の濃度は括弧付きの数字を記載すること。
 - 5 実測濃度の項において、検出下限未満のものは”ND”と記載すること。
 - 6 定量下限未満の実測濃度の測定量（毒性等量）は零とすること。
 - 7 用語の定義は、規則第 2 条第 1 項第 4 号の規定に基づき環境大臣が定める方法によること。
 - 8 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。

7 廃棄物焼却炉からのばいじん及び焼却灰その他の燃え殻に関する提出資料様式

廃棄物焼却炉からのばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の処理方法

工場又は事業場における 施設番号		廃棄物焼却炉 1	廃棄物焼却炉 2
ばいじんを焼却灰と分離 して排出・貯留できる設備		①. 有 2. 無	1. 有 2. 無
ばい じん	発生量	50 kg/日	kg/日
	処理の方法	セメント固化 ()	()
	処分先	埋立 (㈱〇〇最終処分場)	()
燃 殻 そ の 他 の	発生量	100 kg/日	10 kg/日
	処理の方法	セメント固化 ()	セメント固化 ()
	処分先	埋立 (㈱〇〇最終処分場)	埋立 (㈱〇〇最終処分場)
設 排 出 汚 泥 施	発生量	20 kg/日	kg/日
	処理の方法	他施設での処理 (〇〇第1焼却炉にて焼却処理)	()
	処分先	その他 (㈱△△、第一焼却炉)	()
その他参考となるべき事項			1号炉と同一煙道のためバグフィルター兼用、廃ガス洗浄施設兼用となっている。

- 備考 1 ばいじんを焼却灰と分離して排出・貯留できる設備の欄には、当該設備の設置の有無について、該当する番号に○を付けること。
- 2 処理の方式の欄には、「熔融固化」、「焼成処理」、「セメント個化」、「薬剤処理」、「酸による抽出」、「他施設での処理」、「無処理」のいずれかを記入し、「他施設での処理」に該当する場合は下段の括弧内にその施設名称と処理方式について記入すること。
- 3 処分先の欄には、「埋立」、「資源化」、「その他」のいずれかを記入し、併せて、下段の括弧内に具体的な処分先の施設名称について記入すること。
- 4 ばいじんと焼却灰その他の燃え殻を混合して処理している場合には、その他参考となるべき事項の欄にその旨記入すること。

